

安田町庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 安田町庁舎の建設に関し、総合的な見地から必要な事項を調査、審議することを目的として、安田町庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 庁舎建設に係る基本的事項に関すること。
- (2) 庁舎建設の候補地に関すること。
- (3) 庁舎の建設規模に関すること。
- (4) その他庁舎建設に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、15人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者等
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条各号に掲げる事項について検討及び協議が終了した日までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときに関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(アドバイザー)

第8条 委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、専門的な観点で助言等を行い、委員会の活動を支援する。

(部会)

第9条 委員会における所掌事項について、専門的な調査検討を行うため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、副町長、教育長、各課の課長及び職員若干名をもって構成する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、初めて招集される会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長がこれを招集し、委員長が選出されるまでその議長となる。